

旭川医科大学病院病院情報システム委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院病院情報システム委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院病院情報システム委員会規程（令和3年旭医大達第164号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| (略) | (略) |
| (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者及び次に掲げる病院に置かれる部署の病院情報システムに係る実務担当者をもって組織する。 (1) 経営企画部長 (2) 経営企画部副部長（医療情報担当） (3) 経営企画部看護師長 (4) 各診療科の医師のうちから 若干人 (5) 臨床検査・輸血部 1人 (6) 手術部 1人 (7) 放射線部 1人 (8) 病理部 1人 (9) 救命救急センター 1人 (10) 光学医療診療部 1人 (11) 腫瘍センター 1人 | (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者及び次に掲げる病院に置かれる部署の病院情報システムに係る実務担当者をもって組織する。 (1) 経営企画部長 (2) 経営企画部副部長（医療情報担当） (3) 経営企画部看護師長 (4) 各診療科の医師のうちから 若干人 (5) 臨床検査・輸血部 1人 (6) 手術部 1人 (7) 放射線部 1人 (8) 病理部 1人 (9) 救命救急センター 1人 (10) 光学医療診療部 1人 (11) 腫瘍センター 1人 |

- (12) リハビリテーション部 1人
- (13) 栄養管理部 1人
- (14) 医療安全管理部 1人
- (15) 薬剤部 1人
- (16) 看護部 1人
- (17) 診療技術部（臨床工学技術部門） 1人
- (18) 経営企画課課長補佐
- (19) 医事課課長補佐
- (20) 人事課労務管理係長
- (21) 経営企画課医療材料係長
- (22) 医事課診療情報管理係長
- (23) その他病院長が必要と認めた者
(略)

附 則

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

- (12) リハビリテーション部 1人
- (13) 栄養管理部 1人
- (14) 医療安全管理部 1人
- (15) 薬剤部 1人
- (16) 看護部 1人
- (17) 診療技術部（臨床工学技術部門） 1人
- (18) 経営企画課課長補佐
- (19) 医療支援課課長補佐のうちから 1人
- (20) 人事課労務管理係長
- (21) 会計課医療材料係長
- (22) 経営企画課診療情報管理係長
- (23) その他病院長が必要と認めた者
(略)